

平成 28 年 網走市議会
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録
平成 28 年 12 月 8 日（木曜日）

○日時 平成28年12月8日 午前10時05分開会

○場所 委員会室

田 島 央 一

松 浦 敏 司

○議件

1. 議案第 1 号 平成28年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第 2 号 平成28年度網走市市有財産整備特別会計補正予算
3. 議案第 3 号 平成28年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
4. 議案第 4 号 平成28年度網走市公共下水道特別会計補正予算
5. 議案第 5 号 平成28年度網走市介護保険特別会計補正予算
6. 議案第 6 号 網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分
7. 議案第 7 号 網走市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について
8. 議案第 8 号 網走市税条例の一部を改正する条例制定について
9. 議案第10号 網走市農業委員会の選挙による委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について
10. 議案第12号 土地売買予約契約の締結について
11. 議案第13号 市道の路線認定及び廃止について
12. 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出等について
13. T P P協定の調印・批准しないことを求める意見書の提出要請（H28.9.8 継続審査）

○出席委員（8名）

委 員 長	渡 部 眞 美
副 委 員 長	井 戸 達 也
委 員	小田部 照
	川原田 英 世
	工 藤 英 治
	佐々木 玲 子

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長 山 田 庫司郎

○傍聴議員（4名）

金 兵 智 則
永 本 浩 子
平 賀 貴 幸
古 都 宣 裕

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
経 済 部 長	後 藤 利 博
水産港湾部長	河 野 宣 昭
建 設 部 長	石 川 裕 将
水 道 部 長	佐々木 浩 司
企画調整課長	高 井 秀 利
電算システム課長	（税務課長）
総 務 課 長	岩 尾 雅 浩
職 員 課 長	小 松 広 典
財 政 課 長	秋 葉 孝 博
税 務 課 長	野 呂 俊 弘
商工労働課長	田 口 徹
農 政 課 長	川 合 正 人
港 湾 課 長	山 本 規 与 思
建 築 課 長	小 原 功
都市開発課長	立 花 学
土木管理課長	高 橋 勉
土木管理課参事	阿 部 昌 和
下 水 道 課 長	中 村 昭 彦
農業委員会事務局長	（農政課長）
選管事務局長	（総務課長）
選管事務局参事	合 坂 博 樹

○事務局職員

事 務 局 長 大 島 昌 之

午前10時05分開会

○渡部眞美委員長 おはようございます。

ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会は、議案11件、要請2件の合計13件について審査をいたします。

まず、議案第1号中、議会費を除く電算システム課所管分、企画調整課所管分、選挙管理委員会所管分、港湾課所管分、消防費についてを順次審査いたします。

続きまして、人件費関係分について議案第1号中、議会費を含む人件費と関係分、議案第3号、議案第4号中、人件費、議案第5号について一括して順次審査をしていきたいと思っております。

引き続き、議案第4号中、下水道建設費分の補正、議案第7号、議案第8号を順次審査いたします。

そのうち理事者を入れかえ、そして残った所管事項について審査をしていきます。

それではまず初めに、議案第1号中、平成28年度網走市一般会計補正予算中、一般管理費、自治体情報セキュリティ対策事業について説明を求めます。

○野呂俊広電算システム課長 資料6ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度網走市一般会計補正予算中、電算システム課所管分について御説明申し上げます。

総務費総務管理費、一般管理費、庁内情報ネットワークセキュリティ対策事業でございます。

1の補正の理由及び内容についてでございますが、庁内情報ネットワークのセキュリティ強化対策を行うため、次の経費を追加補正するものでございます。

経費支出等でございますが、ネットワーク機器購入費として1,944万円、北海道自治体情報セキュリティクラウドへの負担金として5万4,000円、アクセス回線使用料として2万9,000円、合計1,952万3,000円を追加計上するものでございます。

2の補正額についてでございますが、補正額1,952万3,000円、財源内訳については全額一般財源でございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○田島央一委員 ネットワークセキュリティ対策と

ということなのですが、取り扱う情報というのはどういったものを想定されているのでしょうか。

○野呂俊広電算システム課長 取り扱いの情報は市役所全般にかかわることとして、情報系のインターネットの関係ですとか、行政関係のデータもそうですし、マイナンバーの関係の内容についても全て包括して含まれてございます。

○田島央一委員 もう1点確認をしたいのですが、この負担金がございますけれど、これは毎年発生するような負担金という位置づけでよろしいのでしょうか。

○野呂俊広電算システム課長 これは北海道自治体情報セキュリティクラウドというもののなのですが、来年度より北海道が運営することになります。

これは何かといいますと、情報系の北海道内の各自治体のインターネットの出入り口を1カ所に集中して管理するということなのですが、この補正予算で計上する分については、構築費の負担金ということになりまして、このほか運営費の負担金については、平成29年度の当初予算から発生するということでございます。

○田島央一委員 承知しました。あともう1点確認しておきたいのですが、先般10月の12日だったか、記者発表か何かでありましたけれども、この後の議案で出てくるふさと寄附金者に対するメールアドレスの流出がありました。

また、先般11月29日ですか、網走のお知らせメール、私も登録しているのですが、道路の規制解除のメールが1通来た後に空メールが11通来まして、その後、申し訳ありませんでしたというメールと原因がわかったら再度メールしますということで、翌日メールは来たのですが、こういったことが今後、こういうセキュリティ対策で対応できるのか、まず1点確認したいのと、空メールが来たお知らせメールのことについて、もしコメントできるようなことがあれば説明いただきたいと思います。

○野呂俊広電算システム課長 まずは、先般お騒がせいたしましたメールの送信方法の誤りの関係でございますけれども、今回のセキュリティ対策で盛り込んだ補正予算の中に、メールセキュリティソフトウェアを導入いたしました。

内容については、複数の送信メールがあった場合に強制的にBCCへ変換するというような人為的誤操作による情報漏えいの防止を図るということで、今回、この補正予算の中に含めてございます。

以上です。

○高井秀利企画調整課長 お知らせメール@あばしりの関係なのですが、各課でのお知らせメールを流すものはお願いをしているのですが、その前段で送った情報の後の作業で、誤った作業を実施してしまったということで、空メールが送られてしまいました。送るメールの種類の数に応じて空メールも11通というふうになっております。

○田島央一委員 まず1点目の、今回のネットワークセキュリティ対策でCCの方に強制的に移動するというので、システムの対策のほうは承知しました。

もう1点、空メールのことなのですが、各部でメールを送っているのですか。

それとも企画調整で全部情報を一回まとめて、企画調整のほうからメール担当者が送っているという形なのでしょうか。

○高井秀利企画調整課長 メール送信の作業につきましては、各担当課のほうでメールを送信しております。システムの管理自体は企画調整課のほうで行っております。

今回の作業につきましても、企画調整課のほうで推奨する作業をしてほしいということで各担当課にお願いをしております。

○田島央一委員 そうすると、自分にメールが来たのは確か、道路の市道の規制解除のメールが1通来て、そのあと空メールが来たので、そのときは土木が対応されたということによろしいですか。

○高井秀利企画調整課長 その前段で送ったメールの内容を確認するということで、その作業が、こちらのほうで推奨していない手順でしてしまったために、空メールが送信されたということになっております。

○田島央一委員 承知しました。

最後に確認なのですが、先般のふるさと寄附金のメールアドレス流出のときには、担当の役職のある方々を処分という形があったかと思うのですが、今回お知らせメールについては、何か対応等はあるのでしょうか。

○岩永雅浩企画総務部長 職員の処分に関しましては、他市の事例や北海道の指針などを参考に行っておりますけれども、今回の分につきましては、それに達しないといいますか、該当しないということで判断いたしましたので、処分については考えておりません。

また、先ほど委員からありました件数につきましては、それぞれ市民の方が登録している件数が違っていています。

緊急情報については必須の形になっておりますので、少なくとも1件は送られている。

そのほかに、保健の情報であったり、文化の情報であったりということは選択制になっておりますので、それによって最高で11件ということになります。

以上です。

○田島央一委員 理解いたしました。

以上です。

○渡部眞美委員長 ほかございますか。

○松浦敏司委員 今回のこのセキュリティ対策ということでありますが、これまでのセキュリティと今回のこのセキュリティを強化するというですけれども、具体的にはどのように強化になるのかその辺のイメージが湧かないのですが、その辺、わかるように説明いただきたいと思います。

○野呂俊広電算システム課長 現在、市役所の電算システムに関する回線といいますのは大きく二つございまして、一つはLGWAN回線と申しまして、これは総合行政ネットワークということでして、自治体間や国や道に行政専門の回線をまず引いてございます。

それからもう一つはインターネット回線があります。

これらは現在、別々の回線ではあるのですが、サーバーは同じという状況でございます。

総務省からの通達によって、これらを完全に分離しなさいという指導がございまして、今回それぞれの回線のサーバーを設置します。

それに伴って、それぞれに設置したサーバー間の相互間のファイルの受け渡しですとか、インターネット回線から受け取ったメールの無害化、例えば、HTML形式で受信したファイルをテキスト形式に変換したりということがございます。

それからインターネットの仮想化ということがございまして、これは、各パソコンから直接インターネットを見に行くのではなくて、サーバー上で取得した、受信した画面情報を各パソコンに投影することによって、サイバー攻撃などのリスクを回避しようとするものでございます。これを実施します。

さらに先ほど出てきましたインターネットサーバーを北海道自治体セキュリティクラウドというところ

ろにつながます。

これに先ほど申しましたように、インターネットの出入り口を北海道で1カ所に集中することによって、より高度なセキュリティを確保しようというものでございます。

また、先ほどありましたメールの送信方法の誤りに対応するために、メールセキュリティのソフトウェアを導入して、人為的誤操作の防止を図ることとございまして、それに関連するサーバーですとか、ハードウェアのストレージですとか、周辺のネットワーク機器、各種ソフトウェアやライセンスなどの購入をしようというものでございます。

○松浦敏司委員 なかなか難しいことでありますから、いずれにしてもセキュリティが強化されるということは、今このインターネットの時代の中で非常に重要なことだとは思いますが。

それで、このネットワーク機器購入費として1,944万円というふうに計上されていますが、この機器というのは購入先はどこなのでしょう。

○野呂俊広電算システム課長 購入先については、これから入札で決定していくということになります。

○松浦敏司委員 わかりました。

以上です。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、続きまして企画調整課所管分について説明を求めます。

なお、「おいしいまち網走」PR事業とふるさと寄附基金積立金について、一括の説明をお願いしたいと思います。

○高井秀利企画調整課長 議案資料7ページをごらん願います。

平成28年度一般会計企画振興費及び財政調整基金費補正予算、「おいしいまち網走」PR事業、及びふるさと寄附基金積立金について御説明申し上げます。

補正の理由並びに内容についてであります、「おいしいまち網走」PR事業といたしまして、市外在住者からのふるさと寄附に対し、市の特産品の贈呈をしておりますが、当初予算を大幅に超える寄附金を受領する見込みでありますことから、経費の追加補正をするものであります。

追加補正する内容といたしましては、事業に係る謝礼品代として400万円、事業に係る業務手数料と

して1億5,090万円、ふるさと寄附基金積立金として1億4,510万円、合計3億円を計上するものであります。

補正額の①歳出予算は、記載のとおりです。

財源内訳は、全額寄附金3億円となっております。

②歳入予算の科目及び補正額につきましては、記載のとおりであります。

以上です。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。質疑ございますか。

○田島央一委員 ふるさと寄附のほうは順調ということで、企画で中間報告ができるような数字を持ち合わせていますでしょうか。もしそれがあれば教えていただきたいと思います。

○高井秀利企画調整課長 平成28年度の11月末現在の寄附額でありますけれども、今のところ8,115件、3億400万円程度の寄附をいただいております。

○田島央一委員 承知しました。報道等で網走市は昨年度内3位ということで、報道を見てもちょうど3位まで発表されるような形で、いろいろな宣伝で上位に行けば行くほどこれはプラスになるということも感じていますので、これから年末で多分、駆け込みで相当くるかと思いますが、頑張ってくださいと思っています。

以上です。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

○松浦敏司委員 今、相当の件数8,100を超える件数が寄せられているということで、3億円を超えているということですが、非常にうれしいことだと思います。

そして、やはり寄附してくださる人たちの思いというのをしっかり受けとめて、このお金を有効に活用しなければならないというふうに思うのですが、これから新年度予算が編成されていくということでもありますけれども、どんな形に生かしていこうと考えているのか。その辺のお考えがあれば伺いたいと思います。

○高井秀利企画調整課長 予算編成がこれからですので、まだ具体的な事業という取り組み内容というのは、お知らせすることはできないのですが、いただいている寄附の使い道を寄附をした方が指定できるのですが、使い道としてはやはり子供たちの活動支援ということと、あとその他まちづくりという

ところの寄附が多いので、そういった方面にまた財源として使わせていただくことになるかと思っております。

○松浦敏司委員 これで6億円ほどの金額がうまく集まれば基金になるということなので、これは最大限ぜひ新年度予算の中で活用していくというふうにしていきたいと思いますということで、12月ですから当然税金の関係があって、年度末にどうしても集中するということになりますけれども、それはそれとして、そのための寄附金ということでありますから、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので続きまして、選挙管理委員会所管分であります、海区漁業調整委員会委員選挙費補正について説明を求めます。

○合坂博樹選管事務局参事 議案資料1号10ページをごらん願います。

平成28年度一般会計海区漁業調整委員会委員選挙費の補正予算について御説明申し上げます。

海区漁業調整委員会委員選挙費につきましては、本年8月3日執行の網走海区漁業調整委員会委員選挙が無投票となりましたことから、不要となった選挙経費168万6,000円を減額し、補正後の額を8万7,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 私の記憶では、私が20代のころ選挙があったというふうに記憶をしているのですが、ややしばらく選挙がないのですが、どれぐらいの期間、無投票の状況になっていますか。

○合坂博樹選管事務局参事 昭和51年8月の選挙を最後に無投票となっております。

○松浦敏司委員 わかりました。いいです。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、続きまして、港湾課所管分あります港湾整備事業補正について説明を求めます。

○山本規与思港湾課長 議案資料17ページをごらんください。

平成28年度一般会計港湾建設費補正予算国直轄港湾整備事業負担金の歳入歳出予算の補正と、繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてであります、国の経済対策に伴い、南防波堤延伸工事を行うため、国直轄負担金1,950万円を追加補正するものでございます。

追加補正となります事業内容は、新港地区南防波堤延伸事業で、具体的にはケーソン一貫作成や消波ブロック、被覆ブロックを作成するものでございます。

補正額であります、歳出予算では、表のとおり補正後の額が1億1,750万円となるものでございます。

歳入予算では、表のとおり市債の補正後の額が1億770万円となるものでございます。

施工箇所につきましては、18ページに記載の箇所でございます。

なお、年度内の事業の完了が見込めないことから、事業費の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 国直轄事業ということで、そのうち市の負担というのが1,950万円ということですが、いわゆる総事業費というのはどのぐらいで、そのうち市の負担割合というのはどのぐらいなのか、伺います。

○山本規与思港湾課長 国の総事業費、今回の補正の事業費についてでございますが、1億3,000万円、そのうち市の負担分は15%となって、1,950万円ということになります。

○松浦敏司委員 私たちは現場に行くことがなかなかないので、よく現場が見えないというのはあるのですが、非常に大事な事業であることは間違いないということでありますので、これはそれで理解いたしました。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、続きまして、消防費の補正について説明を求めます。

○秋葉孝博財政課長 議案資料22ページをごらん願います。

平成28年度一般会計、消防費、消防組合負担金の補正予算につきまして御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、網走地区消防組合の予算中、当市分の負担金の補正となります。

歳出予算でございますが、災害復旧費では、8月の大雨により被災した南出張所敷地ののり面崩壊に係る復旧費1,850万円の追加、人件費では、早期退職者による退職手当の増額などにより1,238万円の追加、負担金等では、北海道消防大会の中止などにより264万6,000円の減額となり、歳出予算では、合わせて2,823万4,000円の追加となるものでございます。

一方歳入予算でございますが、市債では災害復旧費により1,760万円の追加、繰越金では、前年度負担金の精算として1,076万1,000円の追加、手数料諸収入等では、消防手数料など189万3,000円の追加となり、歳入予算では、合わせて3,025万4,000円の追加となるものでございます。

2の補正額でございますが、歳入歳出を合わせまして補正額は202万円を減額し、補正後の額を7億397万8,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がございませんので、続きまして、議会費を含む一般会計の人件費等関係分及び議案第3号と議案第4号中の人件費分、議案第5号について説明を求めます。

○小松広典職員課長 議案資料23ページをごらん願います。

人件費の補正概要について御説明申し上げます。

人件費補正につきましては、各会計にわたっておりますが、ここでは一般会計と特別会計を合わせた総額で御説明申し上げます。

人件費補正総額は3,811万4,000円の減額でございます。

内訳としましては、1の市特別職では、議員の期末手当を年間4.1月から4.2月の差、0.1月分の68万2,000円の増額でございます。

2の一般職では、3,879万6,000円の減額でございます。

その内訳は、①の共済費が809万5,000円の減額で、主な要因は共済費の負担金率確定によるものです。

②の支給事由変更等による部分は、3,070万1,000円の減額で、主な要因は中途退職者の退職手当の増額、中途退職者の給与の減額、育児休業等による給与の減額となっております。

人件費の補正概要は以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 中途退職と育児休業等ということなのですが、退職、育児休業ともに何名ほどののか、それと退職に対してはどういった理由なのかを教えてくださいたいと思います。

○小松広典職員課長 中途退職者の人数ですが、今回の補正については3名分ということになっております。

育児休業取得者ですが、今年度5名、現在とっております。

中途退職の理由ですが、新たな職といえますか、新たな自分の道を求めているということで、退職の3名とも同じ理由になっております。

○川原田英世委員 退職の理由が新しい自分の仕事をしたいということで、若い方なのかというふうにも思うのですが、幾つぐらいの方なのかだけ教えてくださいませんか。

○小松広典職員課長 年齢ですが、1名は50代、それから30代が1名と、20代が1名となっております。

○川原田英世委員 わかりました。育児休業も5名ということで、育児休業についてはいいかなと思います。

以上です。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ここでお諮りをいたします。

議案第1号中、電算システム課所管分、企画調整課所管分、選挙管理委員会所管分、港湾課所管分、消防費及び職員課所管分について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

続きまして、議案第3号平成28年度網走市国民健康保険特別会計補正予算の人件費について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

議案第5号平成28年度網走市介護保険特別会計補正予算中、人件費関係について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第4号平成28年度網走市公共下水道特別会計補正予算について説明を求めます。

○中村昭彦下水道課長 議案資料24ページをごらん願います。

議案第4号、平成28年度網走市公共下水道特別会計補正予算と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございます。

国庫補助金の増額に伴いまして、公共下水道事業に係る工事費を増額補正するものでございます。

なお、本年度事業完了が見込まれないことから、事業費全額を翌年度に繰り越すこととし、繰越明許費の設定を行うこととします。増額金額は4,220万円でございます。

補正額ですが、歳出予算は、補正前の額が3億7,017万円、補正額は4,220万円、財源内訳は記載のとおりでございまして、補正後の金額は4億1,237万円でございます。

歳入予算は、記載のとおりでございます。

また、補正の施工箇所については、議案資料25ページに記載のとおりでございます。

内容といたしましては、南部地区雨水幹線、管渠布設工事として、ベーシック前から眼鏡市場前の交差点までの延長233メートルを実施するものであります。説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 場所についてはおおよそわかりました。

近年、大雨が降ると水があふれて通行規制になるというところだというふうに思うのですが、これはやはり近年の異常気象にかかわって、それと舗装が随分ふえたというようなことも影響するのかもしれませんが、どうしてもあの辺に集中して飲みきれないというふうな状況なのかなというふうに思うのですが、その辺の状況について伺いたいと思います。

○中村昭彦下水道課長 昔というか、もう僕が入った頃、20年ぐらいのときはまだ開発行為等は起きていなくて、つくし方面に農地が結構多くあったかと思いますが。それが宅地化になったのと、舗装道路に

なったので3・3・3本通りに雨が集中してきている状況がありまして、それから今の雨の状況の変化により、こういうような状況が起きていると思われます。

○松浦敏司委員 本当にそういう状況だと思えます。こういった形で大雨が降ると、水を雨水管で飲みきれない場所というのは、ほかにもまだあるのだと思うのですが、この辺については今後どのように考えているのでしょうか。

○中村昭彦下水道課長 冠水対策事業としては、今、ベーシック前からヤマダ電気、鱒浦の踏切のほうまでは完了しております。

今後の計画としては、アルサキットの前のゲオさんからクロネコヤマトさんまでの部分を来年に一応予定しています。

それ以後に関しては、北海ホテルさんの前、道道が片側冠水している状況の解消を今考えております。

○渡部眞美委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ここでお諮りをいたします。

議案第4号平成28年度網走市公共下水道特別会計補正予算について、うち人件費を含めた議案第4号について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第7号網走市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○小松広典職員課長 議案資料36ページ、資料3号をごらん願います。

網走市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定概要について御説明申し上げます。

初めに、条例改正の趣旨でございますが、雇用保険法が一部改正されたことから、当該条例の関連する条文について、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、本条例で引用する雇用保険法において、言葉の定義が変わったことに伴う文言整理でございます。

施行期日につきましては、平成29年1月1日から施行し、所要の経過措置を設けようとするものでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 言葉の違い、変わったということですけども、これによって内容が変化するとか、そういったことはないのでしょうか。

○小松広典職員課長 雇用保険法の改正の内容が2点ほどございまして、雇用保険法の65歳以上の方への雇用保険拡大ということで、これまでは65歳以上で継続していないと加入資格がなかったのですけれども、今後の改正によって、65歳以上でも資格が発生することによって加入できるようになったということが1点ございます。

これが高年齢継続被保険者という言葉から高年齢被保険者になったという部分と、あとは広範囲の地域にわたる求職活動をする場合なのですが、その場合に、例えば、就職の面接に際して子供を一時預かりする場合ですとか、そこの部分も支給対象となりまして、これについて求職活動支援費という言葉で再編された状況になっております。

職員の手当の支給上、特に変更はございません。

○渡部眞美委員 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ここでお諮りをいたします。

議案第7号網走市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして議案第8号網走市税条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○野呂俊広税務課長 議案資料39ページ、資料4号をごらんいただきたいと思います。

議案第8号網走市税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

1の趣旨でございますが、所得税法等の一部を改正する法律の一部が平成29年1月1日から施行されることに伴い、当該条例に規定すべき関係規定の所要の改正を行うものでございます。

2の内容についてでございますが、日本国居住者が、台湾所在の投資事業組合等を通じて、国内金融機関等から得た利子及び配当に係る個人住民税については、日台租税取り決めにより、通常国内金融

機関等で行われる源泉徴収を通じた税率課税が適用されないため、同一の税率課税となるよう、所要の改正を行うものでございます。

3の施行期日等については、平成29年1月1日から施行するものでございまして、経過措置については資料記載のとおりでございます。

また、新旧対照表については、資料40ページから48ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 ここに台湾所在というふうに固有の名前が出ているのですが、これはどのような理由からなのでしょう。

○野呂俊広税務課長 背景的なことを申し上げますと、2015年11月に日本と台湾の間で日台租税取り決めというものが交わされたところでございます。

通常、国と国の間では租税条約を結び二重課税の回避ですとか、脱税防止などを防止していくということになりますが、ただ日本は台湾を国家と認定していない立場でございますので、政府間の正式な国交がないということになります。

そのため租税条約ではなくて、租税取り決めということになります。

この日台租税取り決めにおいては、日本国内では法的効力がなく、租税条約ではないため租税条約特例法というものの適用もございません。

それに伴いまして、この日台租税取り決めの内容を日本国内で適用、実施するために法整備を行ったというものでございまして、そのうちの一つとして、今回、地方税の改正、利子及び配当に関しての改正があるといった背景がございます。

○松浦敏司委員 背景についてはとてもよくわかりました。

それで、これによって税の関係でいうと具体的にはどのようなのか。

その辺、御説明いただきたいと思います。

○野呂俊広税務課長 具体的な内容についてでございますけれども、通常日本国居住者が日本国内において支払いを受ける利子ですとか配当については、源泉徴収で20%の課税が課されてございます。

この日台租税取り決め上ですけども、非居住地から得る所得に対しては、限度税率の10%の課税とされています。

例えば、日本の金融機関から台湾の居住者に対して、また逆に台湾の機関から日本国居住者に対して

クロスするような形については10%を限度としなさいというふうになっているのですが、しかしながら、日本国居住者が台湾の投資事業組合を通じて日本の利子の所得を得た場合、つまり、日本国居住者が直接日本の金融機関から利子を受け取るのではなく、台湾の事業者を経由して利子を受け取った場合についても、10%の課税となってしまうから、本来の20%を申告していただいて納めていただくという内容になってございます。

○松浦敏司委員 よくわかりました。

いわゆる税逃れができないような形になると。

今タックスヘイブンだとか、パナマ文書だとかいろいろ出ていますけれどもそれに似たようなものなのかなというふうに思いました。

いずれにしても、わかりました。理解しました。

○渡部眞美委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではここでお諮りをいたします。

議案第8号網走市税条例の一部を改正する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

ここで理事者入れかえのため、暫時休憩をいたします。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。

それでは、まず、議案第1号中、財政課所管分その関連議案でございます議案第2号、議案第12号及び議案第13号を一括して審査を行います。

なお最初に、議案第12号から説明を求めてまいります。

その後、議案第1号中、農政課所管分、都市開発課所管分、建築課所管分について、順次審査をいたします。

なお、債務負担にかかわる部分については、議案第6号が関連しておりますので、そこで一括して審査を行います。

最後に引き続き、議案第1号の審査を行い、要請2件の審査をいたしたいと思っております。

それでは、議案第12号、議案第1号中、財政課所管分、議案第2号、議案第13号の順で説明を順次求めたいと思っております。

○田口徹商工労働課長 それでは議案第12号、土地

売買予約契約の締結についてですが、資料の56ページ、資料8もあわせてごらんください。

本契約は、現在呼人で操業を行っておりますNGKオホーツク株式会社の親会社であります、日本ガイシ株式会社と呼人工業団地の土地を工場用建設用地として売買予約契約を締結するものであります。

契約の相手方は、愛知県名古屋市瑞穂区須田町2番56号、日本ガイシ株式会社でございます。

4番目の契約の趣旨でございますが、本土地売買予約契約は、日本ガイシ株式会社が必要とする市有地及び市が取得する予定の民営地において、市が造成工事を行い、その工事が完了後、日本ガイシが土地購入の予約完結権を行使しまして売買契約が成立するものです。

網走市財産条例第二条の規定に基づく財産処分となることから、本議会の議決を得ようとするものであります。

なお、本予約契約につきましては、本議決を得て効力を得るものとしております。

資料の56ページをごらんください。

1の売却予定地及び売却価格ですが、売却予定地は別図1の位置図及び別図2のとおり、網走市呼人の現在既設のNGKオホーツクの隣接地でありまして、売却地及び売却面積は表1のとおりです。

網走市有地8筆、18,769平米と民有地2筆、5,696平米で、売却面積は2万4,465平米となっており、売却用地費用は8,195万5,000円としております。

なお、民有地につきましては、本定例会にて補正予算を組み、議決後購入することとしておりますが、売却用地、新設道路及びこの後説明します急傾斜地対策地として、別図3のとおり購入することとしております。

次に、今回、土地売却を行うに当たり、資料の表2及び別図4のとおり、測量調査委託宅盤造成工事、新設道路工事及び急傾斜地対策工事が必要となっています。

これらの工事費等の価格として、合計2億0,990万円を見込み、この金額は日本ガイシ株式会社の土地購入費に加えさせていただきとしており、さきの土地売却費用とあわせまして、合計2億9,185万5,000円が今回の土地売却費用となります。

なお、売買金額が造成工事等により変更が生じた場合には、改めて土地売買契約を取り交わすこととしております。

次に、本事業にかかわる予算の関係ですが、今委員会で市有財産特別会計において、別途、補正予算を計上させていただきます。

また、市道の廃止再認定の関係ですが、今回の土地売買予約契約に伴いまして、既存の市道呼人工業団地線を廃止し、新たに造成する道路を市道呼人工業団地線として再認定することとし、本議会で別途話しをさせていただくこととしております。

以上です。

○秋葉孝博財政課長 議案資料8ページから9ページをごらん願います。

平成28年度一般会計及び市有財産整備特別会計の補正予算につきまして御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、呼人工業団地の用地売却に当たり、土地の造成など関連経費を追加補正しようとするものでございます。

経費使途は表に記載のとおりでございますが、1行目から5行目までが土地造成など売却関連経費で、合わせて2億3,042万9,000円でございます。

最後の6行目が、用地売却の収益となるもので6,142万6,000円となり、これを一般会計に繰り出し、基金積み立てをしようとするものでございます。

2の補正額でございますが、初めに市有財産整備特別会計では、呼人工業団地造成事業として2億9,185万5,000円の追加で、財源は全て財産売却収入でございます。

次に9ページの一般会計では、用地売却の収益6,142万6,000円を財政調整基金に積み立てるもので、財源は全て市有財産整備特別会計からの繰入金です。

3の繰越明許費は、年度内の事業完了が見込めないことにより、事業費の全額を繰り越ししようとするものでございます。

説明は以上です。

○高橋勉土木管理課長 議案資料62ページ資料9号をごらんください。

議案第13号市道の路線認定及び廃止について御説明いたします。

認定廃止する路線は路線番号567、呼人工業団地線で路線の延長、敷地幅員等は記載のとおりでございます。

認定廃止理由でございますが、呼人工業団地造成工事に伴い、市道の終点が変更となることから廃止し再認定するものです。

次の63ページには、市道認定廃止路線の位置図を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上です。

○渡部眞美委員長 ただいま御説明いただきました議案につきまして、一括して審査を行います。

質疑ございますか。

○川原田英世委員 企業誘致ということで大変喜ばしいことだというふうに思います。

1点だけ確認したいのですが、この市道の認定廃止の部分なのですが、廃止される路線は現在車が通れる状況にあるのでしょうか。

○高橋勉土木管理課長 資料9号62ページのほうをごらんいただければ、表の中にあると思いますが、この呼人工業団地線は、現在も未供用区間がございます。

国道39号から入っている部分で、未供用区間もありますことから、通り抜けは現在もできていない状況であります。

○川原田英世委員 わかりました。それで今回認定されるということで、それでも未供用区間はあるということで、61ページにある新設道路工事という部分だけを工事するというところでよろしいのでしょうか、確認です。

○高橋勉土木管理課長 委員御指摘のとおり、現在の未供用区間は、この工事完了後も当面未供用の区間として残すという考え方をしております。

○川原田英世委員 わかりました。

今後なのですが、通れるようにするとかそういったことはまだ今のところは全く考えていないということでしょうか。

○高橋勉土木管理課長 今のところ、いつをめどにという部分での計画等はございません。

○川原田英世委員 企業誘致ということで、今回道路はこういうふうになるということですが、もともと住んでおられる方も車が通れる状況でない市民もおられるということもあるでしょうから、そこら辺も踏まえながら、今後検討していただければというふうに思いますので、お願いいたします。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは、ここで一つずつお諮りをいたします。

議案第1号中、財政課所管分について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいで

しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

続きまして議案第2号平成28年度網走市市有財産整備特別会計補正予算について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして議案第12号土地売買予約契約の締結について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

議案第13号市道の路線認定及び廃止について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第1号中、農政課所管分について、ジャガイモシロシストセンチュウの防除に係る経費の追加補正について説明を求めます。

○川合正人農政課長 それでは農政課所管分の補正予算について、説明をさせていただきます。

まず、議案資料11ページをごらん願います。

平成28年度一般会計農業振興費、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除事業の補正予算についてでございますが、1の補正の理由及び内容につきましては、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令が9月の23日に公布され、同日付で植物防疫法の規定に基づきまして、北海道知事並びに網走市長に対しまして、農林水産大臣より緊急防除協力指示書が交付されたところでございます。

このため、国の補正予算で創設されました重要病害虫緊急防除対策事業によりまして、市が病害虫の蔓延防止対策を行うため、北海道と業務委託契約を締結して緊急防除を実施することから、次の経費を追加補正するものでございます。

経費の使途につきましては、記載のとおり事務補助員の共済費として9万3,000円、賃金として54万4,000円、生食用バレイショ等の植物の買い上げ金として報償費6,820万円、廃棄立会等に係る旅費として135万9,000円、広報用印刷などに係る需用費として1,262万円、広報紙の郵送に係る役務費と

して8万8,000円、廃棄作業パンフレット配布に係る委託料として162万円、車両等のリース説明会の会場費として使用料及び賃借料47万6,000円の合計8,500万円を追加補正するものでございます。

2の補正額につきましては記載のとおりでございます。事業費の財源は全額が道委託金でございます。

続きまして、議案資料12ページをごらん願います。

平成28年度一般会計畜産産業振興費畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金の補正予算についてでございますが、1の補正の理由及び内容につきましては、網走市畜産クラスター協議会が実施する畜産施設の整備事業に対し、補助するため補正をするものでございます。

網走市畜産クラスター協議会は、生産基盤の維持拡大を図り、地域の畜産酪農の収益性を高めることを目的に設立されたもので、地域の中心的経営体が実施する施設整備等を支援するものでございます。

今般、畜産クラスター協議会の施設整備事業実施計画が承認されました肉用育成牛舎の建設に係る設計管理費用について、畜産酪農施設の整備に対する補助金としまして、55万5,000円を追加補正するものでございます。

2の補正額につきましては、記載のとおりでございます。全額が道の補助金でございます。以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

○川原田英世委員 11ページのシロシストセンチュウでありますけれども、蔓延防止対策ということがありますが、まず、お聞きしたいのが廃棄等植物の買い上げ金なのですが、これの数量と単価を教えてくださいたいと思います。

○川合正人農政課長 生食用のバレイショの廃棄処分量としまして、現在620トンを用意しております。単価市場は今100円ということで考えております。

ただ、その生食用のバレイショにも種類がございます。その単価ごとでいろいろありますので、そこはいろいろな変動はあると思います。

その金額についても、評価会でその辺を検討しまして北海道のほうで単価を決めております。

現在、市況の反映をするということもありまして、現在の市況を参考に単価のほうは設定していく

という考えでございます。

○川原田英世委員 わかりました。

ジャガイモが非常に上がっているということもありますし、いろいろ変わってくるのだと思います。

また、生食用ということでもありますので、加工用に回せるもの等があればその差額をとということになるのかなと把握をしていたのですが、そういうこともあるのでしょうか。確認です。

○川合正人農政課長 生食用としては、今、区域外には流通はできませんので、加工用として出すということは農林水産省のほうでも認めていただいております。

その件につきましては、農林水産省と道と協議しておりますが、恐らく差額分が買い上げ補償という協力金の対象になっていくというふうに思っております。

○川原田英世委員 その点について理解いたしました。

次に、下段にある広報紙等印刷及び消耗品ということなのですが、広報紙がちょっとイメージがつかないのですが、こういったものになるのか教えていただければと思います。

○川合正人農政課長 この広報紙等ということでございますが、ジャガイモシロシストセンチュウが出たということで、やはり観光客の方等も今まででもそうだったのですが、圃場に勝手に入ってしまうということもありますので、そういう方に対しての圃場には入らないでくださいというような広報、PRをするようなものを考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

それは道の駅だとか、駅だとかそういう観光客が来るような場所に配付するような形で置くというようなイメージでよろしいのでしょうか。

○川合正人農政課長 やはり、人の目につくという観光客の方にもわかるようにということも考えておりますので、やはり観光客の方が来るような道の駅等には、置いて見ていただくような考えをしております。

○川原田英世委員 わかりました。広報紙というか「入らないでください」というような注意や案内を流すということで、理解をいたしました。以上です。

○渡部眞美委員長 その他ございますか。

○松浦敏司委員 病害虫の蔓延防止対策というふうに書かれておりますが、具体的にはどのような対策

になるのでしょうか。

○川合正人農政課長 今現在のシロシストが確認されている圃場もありますが、今、11区のところで土壤検証しております、この結果が出るのが3月ぐらいになるのではないかとというふうにも言われております。

その中で、国のほうで検討会が開催されまして、防除の方向性というのは今後、検討されていくのだというふうに思っておりますが、基本的には土壤消毒をしまして、その後に対抗植物であるハリナスビ等の栽培をするということをして、それから、その後シロシストセンチュウのつかないような非寄生植物、麦、てん菜などを作付けしていきまして、ジャガイモシロシストセンチュウの密度を下げていくという考えであります。

○松浦敏司委員 その辺はわかったのですが、私は8月の北浜で説明会をやった時に行っていて、農水省の対応がなかなか速やかにやっていて、そして、生食用のバレイショについても、あのときの説明では確か、一定の洗浄をすれば加工業者に移動することもできるというふうな説明をしていて、それから生産者に対してもしっかり補償していくというふうな説明もあって、参加者も一安心したし、私も一安心したところなのですが、最近、関係者に聞いたところによると、なかなかそれがうまく進んでいないということで、当然、生食用のジャガイモが移動できないということがあると。

問題は11地区で出て、調査しているということですから、例え今の状況ですと、その地域のある1カ所の隅っこのほうで出ても、その地域全体が汚染区域というような形になって、芋の移動が禁止されるというような状況で、そういう意味では速やかな対応、保障というのが非常に大事になってくるのだと思うのですけれども、これが見えてこないという状況にあるというふうに聞きました。

その辺で、どんなふうな方向になるのかということと、今後、防除消毒した後、ハリナスビ等を植えるということですから、植えたにしても最低3年はそこには芋類は植えることができないというような話もありました。

それから、いわゆる生食用の生産者は、でん粉用に切り替えればいいのかというふうに言われても、それはそんな簡単なものではないというふうな話も伺いました。

その辺で、原課としてどのようにお考えか伺いま

す。

○川合正人農政課長 生食用をつくっている農家さんが澱原用バレイショを作付するというようなお話ですが、まずこの方向性として、ことしにつきましては、生食用をつくっている方については、加工用として出していただくというところで、その差額分に対して買い上げ金を補填するというような考えでいると。そこで今、国・道と調整をしているところでございます。

今後、その辺の金額が確定はしてくると思うのですが、来年以降はどうかということだということに思っております。

来年以降のところははっきりしていないものから、生産者の方も不安になっているとは思っています。

生食用をつくっている方が、澱原用のバレイショをつくるということになると、また、ほかのいろいろな病気、そうか病なりが発生するということで、それが作付できないとそういう地域の方は、これからも同じように生食用をつくっていくのだというお話もされていますので、それにつきましては、国と北海道に対しては、そういう方の経営安定対策を考えてくださいということでお話をしております。

この防除期間も3年でありますから、3年間は作付できない。その後、3年間もし卒業したときに、急に生食用のバレイショを作付するといってもそれはできないので、そこを考えてこの3年間では、緊急防除対策ということでも、経営安定対策ということで考えてくださいということは申し上げますし、今後もそこに対しては要請をしていこうというふうに思っております。

○松浦敏司委員 その辺ぜひお願いしたいと思えますし、もう一つ、加工業者も実は材料がないということで、移動が禁止されているということですから、原材料が入らないということでそういう意味でも加工業者の経営そのものが大変になっているという話もあって、あのときの農水省の説明では、加工用の部分もオーケーですと言っていたが、実際には今、そうではないということで、そういう意味でも農家の皆さんも、加工業者も存亡にかかわる非常に厳しい状況になるということでもありますので、これはぜひ、あらゆる力を注いでいただきたいのです。このままだと、場合によっては農家をやめざるを得ないということも考えている人も実はいるのです。

つまり、今、高齢化になっていますから、あと3年間芋がつかれなくなると、例えば、今67歳の人だと70歳になってしまうと。それからどうするとなると、非常に厳しい状況に追い込まれるということで、そんなことも考えている営農者もいますので、速やかな国の対応と道の対応、市もぜひその辺で力を注いでいただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

私のほうからは以上です。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、続きまして都市開発課所管分の補正予算について、4件一括して説明をお願いいたします。

○立花学都市開発課長 それでは都市開発課所管分の補正予算について御説明いたします。

資料3ページ補正予算説明資料をごらんください。

表の下から4つの事業であります平成28年度一般会計道路橋梁費及び道路橋梁新設改良費補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、4つの事業について関連がありますので、一括して御説明いたします。

国の補正予算を活用した社会資本総合交付金事業により、それぞれの整備を進めるものでございます。

また、追加された事業においては、完了が見込めないことにより4つの事業全て全額を翌年度に繰り越しをするものでございます。

それぞれの事業について御説明いたします。

初めに、資料13ページをごらんください。

内容であります、ロードヒーティング更新工事を行うため、工事費5,000万円を追加補正するものであります。

工事箇所は桂ヶ丘線の歩道部300メートルを行う予定でございます。

補正額であります、補正額が5,000万円、財源内訳は記載のとおりで、補正後の額も同額5,000万円でございます。

歳入予算及び繰越明許費の内訳は記載のとおりでございます。

次に資料14ページをごらんください。

内容であります、道路ストック修繕事業において工事費4,570万円を追加補正するものでございま

す。

整備する路線は、呼人東藻琴線と山里浜小清水線の2路線について舗装修繕を行う予定でございます。

補正額であります。補正前の額が1,500万円、補正額が4,570万円、財源内訳は記載のとおりで、補正後の額は6,070万円でございます。

歳入予算及び繰越明許費の内訳は記載のとおりでございます。

次に、資料15ページをごらんください。

内容であります。通学路安全対策事業において歩道整備を行うため、工事費1,040万円を追加補正するものでございます。

工事箇所は、通学路安全プログラムの対策必要箇所に位置づけられております駒場北1丁目4号線、65メートルの歩道整備を行うものでございます。

補正額であります。補正前の額が800万円、補正額が1,040万円、財源内訳は記載のとおりで、補正後の額は1,840万円でございます。

歳入予算及び繰越明許費の内訳は記載のとおりでございます。

最後に、資料16ページをごらんください。

内容であります。橋梁長寿命化修繕事業により橋梁の長寿命化を図るため、委託料1,000万円、工事費4,500万円、合計5,500万円を追加補正するものでございます。

委託につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、7橋の近接目視点検を行うものでございます。

工事につきましては、国道39号線をまたぐ山下跨道橋の橋脚補強及び伸縮装置等の修繕を行うものでございます。

補正額であります。補正前の額が3,800万円、補正額が5,500万円、財源内訳は記載のとおりで、補正後の額は9,300万円でございます。

歳入予算及び繰越明許費の内訳は記載のとおりでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 まずロードヒーティングの関係ですけれども、桂ヶ丘線ということで、歩道部ということなのですが、具体的にはどこに、網小の坂の辺りなのか、その辺ちょっと具体的に教えてください。

○立花学都市開発課長 今回、桂ヶ丘線のロードヒ

ーティングの施工箇所につきましては、今、委員がお話のとおり、ちょうど網走小学校の真向いのところで今回300メートルの箇所を施行するという予定でございます。

○松浦敏司委員 これは子供たちも使う道路だというふうに思いますので、これは理解いたしました。

それから、道路ストック修繕事業ということですが、この部分での道路の修繕という点では大雨との関係はあるのですか。

○立花学都市開発課長 今回、山里浜小清水線、呼人東藻琴線の2ヶ所の修繕を行う箇所につきましては、大雨による被災は受けていない場所ですけれども、山里浜小清水線では一部災害を受けている箇所はございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

橋梁長寿命化修繕事業の関係で、7橋と39号線の山下通り云々という説明があったのですが、7橋とはどこなのか。

39号線山下通りというのは、ちょっとその辺をもう少し具体的に教えていただければと思います。

○立花学都市開発課長 まず、点検する7橋でございますけれども、卯原内第4号橋、それから南6号橋、南14号橋、それから明向大橋、それと西山通りにございます北海道で整備したのですが西山橋、それから新光橋、女神橋、この7橋について点検を行うという予定でございます。

工事を予定しております山下跨道橋なのですが、山下通り線、市街地から国道238号線側の卯原内側のほうに向けて行きますと、ちょうど国道39号線をまたぐ橋があるのですが、そこが山下跨道橋でございます。

耐震の橋脚としては2脚ございまして、その2脚について耐震補強を行うと。

あわせてその伸縮装置というのが橋梁と通常の舗装のジョイント部ですね、そこの部分の補修を行うという予定でございます。

○渡部眞美委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、続きまして、建築課所管分であります補正を2件、一括して説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料の19ページをごらん願います。

平成28年度一般会計補正予算、公共施設アスベスト対策事業の追加補正について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、公共施設で

断熱材が使用されている煙突について、既に点検・調査によりアスベストの飛散がないことを確認しておりますが、より安全性を確保するため、断熱材にアスベストが含まれている可能性のある施設につきましては、アスベスト含有調査及び大気中のモニタリング調査を実施するとともに、総合体育館の煙突につきましては、改修工事を行うものでございます。

今回追加補正により、アスベスト含有調査を行う施設は記載の4施設でございます。

また、総合体育館につきましては、既に外気のモニタリング調査結果からもアスベストが飛散している状況にはありませんが、成分分析に伴う試料最終時において、灰出し口にごく微量の落下物が確認されていることから、年度内に改修を完了させるための工事費について追加補正を行うものでございます。

補正の額は調査に係る委託料が60万円、総合体育館煙突改修に係る工事請負費が1,000万円の合計1,060万円で、財源内訳等は記載のとおりでございます。

なお、下水道施設であるスラッジセンター、つくしヶ丘ポンプ場及び新町ポンプ場の調査につきましては、公共下水道特別会計の既定予算で対応することとしております。

続きまして、議案資料の20ページをごらん願います。

市営住宅長寿命化修繕事業の追加補正及び繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、本事業は公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に長寿命化に資する改修工事を行うものでございます。

今回国の補正予算に伴い、外壁及び屋根塗装に係る経費を追加補正するものでございます。

補正の額は2,000万円で、財源内訳等は記載のとおりでございます。

工事を行う住棟は21ページに記載のコーポ橋北2の2号棟でございます。

なお、事業の完了が見込めないことにより、事業費の全額を翌年度に繰り越しするものでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○田島央一委員 公共施設のアスベスト対策について伺います。

総合体育館の煙突改修にかかる部分なのですが、応急対策ということで、今回の予算はあくまで応急対策で、その後に何かもう少し大がかりな工事があるという認識でよろしいでしょうか。

○小原功建築課長 現在使っている煙突につきましては、灰出し口と煙突の上部を塞ぐ工事、それから、また新しく高性能交換煙突を使うものでございますけれども、交換煙突につきましても10年15年は使えるものでございますし、その後、塞いだ煙突につきましても、多額の費用もかかることもありますし、全体のこれから調査も行いますので、それらの結果を見ながら撤去するのかどうかということは、また個別に判断したいというふうに考えております。

○田島央一委員 承知しました。

もう1点確認なのですが、網走市の公共施設のほうは承知しているのですが、先般オホーツク総合振興局の調査で煙突のアスベストの微量の部分が出て、地域の周辺に何か飛び散ったということはないというふうに報道でも出ていたのですが、市の施設以外で網走市内にある例えば国だとか道だとかそういう関係機関のところで、アスベストを使っているだとかという情報は、市のほうには集まっているのでしょうか。

○小原功建築課長 建築課のほうにはそういった情報は入ってきておりませんで、報道で私もそれを知ったところでございます。

国・道においても調査を進めているというふうにも聞いておりますので、そのあたりは適正に調査をされ、結果が後ほどまとまった段階で報告があるのではないかというふうには考えております。

○田島央一委員 承知しました。

行政ですから縦割りの部分もあるのですが、市民からしたら別に公共施設関係なく、総合振興局の周辺は住宅街ですから、そういった意味で国だとか道だとかそういったところから情報が入ったら、しっかり連携してやっていただきたいなと思っております。

以上です。

○渡部眞美委員長 ほかがございますか。

○松浦敏司委員 公共施設は、ある程度それはわかるのですが、ただ民間で多分使っているところはあり得るのだろうと思うのですが、その辺での調査を今後する考えはないのでしょうか。

○小原功建築課長 民間につきましては、平成17年

度より吹きつけのアスベストの建材がある場合には成分分析を行って、入っているのであれば適正な処置をしてくださいということをお願いはしているところです。

今回につきましては、まだ通知はしていないですけれども、恐らく民間向けのパンフレット等がこれから厚労省あたりで作成されるのだと思います。

そういうふうにも聞いておりますので、そういったものがあつたときに、そういったものを配付してお願いをしていきたいというふうに考えております。

○渡部眞美委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ続きまして、議案第1号中、債務負担行為の補正についてと、議案第6号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての当委員会所管分、関連がございますので一括の説明を求めたいと思います。

○田口徹商工労働課長 それでは、経済部所管にかかります網走市公の施設にかかわる指定管理者の指定について説明を申し上げます。

資料の34ページ、35ページをごらんください。資料35ページの下から2段目の経済部所管網走市鉄道記念館につきましては、平成28年11月14日に開催しました指定管理者合同選定委員会におきまして、当該施設は建設当初から地域と協議をしながら施設の管理運営を進めてきており、地域町内会に管理させることが望ましいことから、平成29年度から平成31年度の3年間につきましても、引き続き卯原内町内会を指定管理者の候補者として選定してきたところでございます。

また、その際の管理委託料の債務負担限度額は3年間で245万7,000円となっております。

続きまして、資料35ページの下から1段目の網走市能力開発センターにつきましては、平成28年11月14日に開催しました指定管理者合同選定委員会におきまして、職業訓練施設としての設置目的及び性質から職業能力開発法に基づく、職業訓練法人である網走職業訓練協会に管理を行わせることが望ましいことから、平成29年度から平成31年度の3年間につきましても、引き続き網走職業訓練協会を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

なお、管理費用につきましては、受託団定の自主財源による維持管理となっております。以上です。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、ここでお諮りをいたします。

議案第1号中、財政課所管分、農政課所管分、都市開発課所管分、建築課所管分について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

続きまして、議案第6号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての当委員会所管分について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第10号網走市農業委員会の選挙による委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○川合正人農業委員会事務局次長 議案第10号網走市農業委員会の選挙による委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案資料53ページ資料6号をごらん願います。

改正の趣旨でございますが、農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、農業委員会の選出方法が公選制から市町村長が議会の同意を得て任命するように制度変更されましたことから、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容についてでございますが、条例の題名を網走市農業委員会の委員の数を定める条例に変更すること及び本則中選挙によるの文言を削除しまして、定数を14人から17人に変更を行うものでございます。

この条例の施行期日につきましては、平成28年4月1日に在任する網走市農業委員会の委員の任期満了の日の翌日から、また網走市農業委員会の選挙による委員の全員が退任したときには、その退任した日から施行しようとするものでございます。

なお、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の公布の日から行うことができるものとするものでございます。以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ここで諮りをいたします。

議案第10号網走市農業委員会の選挙による委員の数を定める条例の一部を改正する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、要請2件についての審査を行います。

まず初めに、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出等について、審査をいたします。

○松浦敏司委員 議員の年金がなくなった今日において、やはり一番今問題になってくるのは議員をやめた後の暮らしをどうするのだという点では、非常に厳しい状況である。

議員が立候補するのも非常に減ってきているというのは、定数が減ったということもありますし、やはり、暮らしていけないというようなこともある。

とりわけ、老後の暮らしというのは相当厳しくなるというようなことで、どこかに仕事を持っている、あるいはどこかに籍を置いているという場合は、そこで厚生年金に加入しているのだけれども、しかし議員についてはそうになっていないという点では、ある意味必要になってくるというふうに思っているところです。

そういう意味では、意見書のように加入を求める意見書の提出ということについては、私は理解するところでありますので、採択していいというふうに思います。

○工藤英治委員 自治法上から言って、議員としての根幹を変えざるを得ないような状況下に移ってきたのか、いわゆる議員というのは報酬であって無職扱い、いわゆる仕事を持った人が出られるわけで、そういうふうな制度設計をされている。現実問題1階部分、2階部分、3階部分も年金でいただいている人でも出られる状況、出ていいのです。

ただ、今、官公庁の組合からは出馬しないという形が昭和53年か54年に決まった。

それ以前は、三公社五現業からも出られたし、いろいろなところから出ていた。

それは確かになくなったのですが、実際、給料報酬とうたわれているものではないのです。

厚生年金だけということはありません。国民健康保険と国民年金はセットだし、社会保険と厚生年金はセットになっている。その上に3階建て企業年金等が含まれる。

そういった人達も議員に出ている。

これは議長会からの要請か。だから何かの策があるのかもしれないけれども、現行法上で言ったらあり得ない形。

制度を変えるのか、議員を給与報酬にするのか、ここら辺の根幹をなす形なので、ちょっと今の状況では疑問を感じるところが多過ぎる。

だから、年金を掛けて仕事をしている人たちが、逆にどういうふうな形になるのか。

ちょっと、賛成しますという状況ではないのではないか、もう少し考えさせてもらわないとならないと思うのです。

議長会でこういうものだとか社会保険を掛けるのですか。どうなのでしょうかね。

だから、今の社会保険制度とか、議会議員の制度の根幹を変えざるを得ないと思うのです。

以上です。

○渡部眞美委員長 ここで、全国市議会議長会から来ているということで、今の工藤委員の疑問に思う点は、他の委員もあるかと思いますが、ここですらなければ議長のほうからわかる部分があればお話しただけたらと思いますが、よろしいですか。

○山田庫司郎議長 全国市議会議長会の岡下会長名で、各市議会にということで要請のあった意見書案ですから、今、工藤委員からあったように、確かに議員の立場といいますか、法的なことも含めて根幹を揺るがす制度なのです。

社会保険の関係もセットになっていますし、要するに地方公務員や国家公務員同等、職員とみなすという法改正の中で対応しようという考え方で今いるわけですが、全国的には議長会で議論をずっと進めてきまして、政府与党の自民党さんの部会の方たちとも意見交換を積み上げてきたようです。

それでこの間の評議委員会の中で、9月の議会でも、国に対して各議会の中で了解が得られれば、意見書として出してくれという要請があった経過も含めて報告がありまして、12月の議会でもそれぞれの議会が了解を得られるものなら、意見書を国に充てて出してくれるという一つの経過の中で出てきてい

るので、ただ、今、工藤委員から言われたように、各委員さん議員さん含めて、中身について全く掌握していない状況も私も持っていると思いますから、議会運営委員会の中では郵送されてきたという扱いの中で、総務経済委員会に付託していただいた経過があると思いますから、ここで議論していただいて、ぜひ、私からも経過を考えますと、一回でどうだということで結論を出すのは、網走市議会としてはちょっと時期尚早かなと思います。

そんなことで、工藤委員が言われるように、この委員会の中でもう少し議論をいただいて、もし継続の形がとられるのであれば、それはそれで経過として網走市議会としてはいいのではないかと、こんなふうに議長個人としての見解ですけれども持っていますので、経過と全て皆さんの疑問に答えていない部分もありますが、資料等もいろいろ送られてきている経過もありますから、これから詳細のことをもう少し議員同士で意見交換をしたいとなれば、その資料をもとにまた議論していただいてもいいかなと思いますので、その辺も含めて議論をお願いしたいと思います。

以上です。

○渡部眞美委員長 ありがとうございます。

ただいま議長のほうから経過について補足説明がありましたが、他の委員の皆さん、現時点で何か御意見がありましたらお聞きしたいと思います。

○佐々木玲子委員 私も今、松浦委員がおっしゃったことも本当にそうだと思いますし、工藤委員からの議員の根幹にかかわる問題だということも理解できますので、やはりもう少しこれは勉強させていただいた上で、結論を出したほうがいいかなと思っています。

○渡部眞美委員長 他の委員の皆さんのご意見何かございますか。

なければ、今のところ意見が一致しませんので、継続とさせていただきますが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきます。

○渡部眞美委員長 続きまして、ＴＰＰ協定の調印・批准しないことを求める意見書の提出の要請について、審査をいたします。

なお、この要請については平成28年9月8日継続審査となっております。

また、申し合わせ事項において、要請の受理があつて2回の定例会が、今回2回目となりますが、経過しても結審に至らない当該の案件については、審議未了とすることとなっているため、本日の委員会でも結審に至らなかった場合には、審議未了廃案すべきものと決定をされるということを申し伝えます。

それでは、審査に入ります。

○松浦敏司委員 まさにＴＰＰの協定の調印・批准しないということは、アメリカの次期大統領が正式に自分が就任したら、最初にやることの一つとしてＴＰＰからの撤退ということを明確に述べております。

それから、オバマ大統領も現政権においてこれ以上推進もしない。つまり、このＴＰＰ協定の中からアメリカが撤退ということは、事実上、ＴＰＰの協定はできないということに直結するというふうに思います。

そういう意味で、国会の衆議院で強行採決し、参議院に移っていますけれども、その参議院の議論の中でも、事実上このＴＰＰはもう破綻したと。

だから、これ以上国会で議論しても意味のないものだということを言っている、しかし安倍首相は、国際的に日本の権威を示したいという思いがあるのかもしれませんが、国内における手続きを済ませたいということで、参議院も臨時国会も14日で閉会ということになりますから、多分、これも参議院の段階で強行採決の方向でいっているのかなというふうに思うのですが、いずれにしても、ＴＰＰ協定は破綻するのは明白だという点では、やはり今この網走の地方議会からも、これまでの経緯からいってもＴＰＰについては批准するなということで声が上がっているので、それは一層声を上げていくという点で、この意見書の要請については採択をお願いしたいというところであります。

○工藤英治委員 日本は、とにかく自由貿易主義の中でしか戦後一貫して生きていけなかったし、これからも生きていけない。発展していけない。そういう国だと思っています。

常に戦後世界経済の中で、牽引役を誰か彼かが担ってきて、今の自由主義経済を大きなものにしてきたと思っています。

今後、ＴＰＰ参加国全体が保護主義的に動いたとして、世界の経済の牽引者が中国を軸としていくとしたら、中国自体が自由主義経済の旗手かといった

ら、やはり国家が経済をコントロールする国で今までもそうだし、これからも自由主義経済の中に入れるようなそういった形の中での旗手にはならないだろうから、T P Pそのものがもし破綻したとしても、それにかわるものを模索できる基準であるものをT P Pに求めているとする今の形を別段反対する、T P P参加を反対するとかそういうふうには、今の状態で私は考えられない立場でございます。

○渡部眞美委員長 今、意見が分かれています。他の委員の皆さんの御意見はいかがですか。

○川原田英世委員 私どもT P Pに対する考え方は変わっておりません。

単に自由貿易というよりはやはり難しいというか、問題となる部分はI S D S条項、医療保健分野、知財権の問題になってくというふうに考えていますので、支持をしないことを求める意見書には賛成すべき立場だと述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○小田部照委員 私もT P Pについては前回同様、批准しないということについては同意できません。

基本的に網走は一次産業を基盤としているのでいろいろな影響が心配されますが、その点は国の政策においてカバーし、地域振興や食糧の安心・安全、自給率の向上に努めるべきだと考えます。

先ほど松浦委員のほうからもありましたが、アメリカのトランプ次期大統領ということで現在は予定者であり、T P P離脱が決定したわけではありません。

仮にアメリカがT P Pに批准しないとしても、国際的に日本の立場と考えを明確に表明することが大切だと考えます。ですので、これは同意できません。

○松浦敏司委員 工藤委員と小田部委員に確認したいのですが、これは昨年までT P Pについてはこの種の意見書あるいは請願等については、賛成したというふうに思うのですが、それは今の状況が変わって意思が変わったということで捉えてよろしいのでしょうか。

○工藤英治委員 国がまだきちっとした形を出していない、批准に結びつかない中での議論と批准した、批准にするのだという形ができた段階で変えざるを得ないと僕は思っております。

○小田部照委員 私は、前回からこの委員になっています。

去年は、この場にいないので会派に所属していたから会派の意見としてでした。

○松浦敏司委員 考え方が変わったというふうに私も捉えましたので、であればこれ以上議論のしようもないというふうに思います。

○渡部眞美委員長 ほかによろしいですね。それでは意見の一致を見ませんので、ここで審議未了ということに決定をさせていただきます。

以上で終了いたしますが、その他何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上をもちまして総務経済委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午前12時03分閉会